

山陽小野田市自治基本条例 を施行しました

問い合わせ先 企画課 (☎ 82-1130)

市民・議会・市が一緒になって知恵を出し合い、創意工夫しながら協働してまちづくりを進めるための基本的なルールとして、平成 24 年 1 月 1 日、山陽小野田市自治基本条例を施行しました。

まちづくりの主役は市民のみなさんです。市では、今後とも「市民が主役のまちづくり」を推進しますので、みなさんの一層の市政へのご参加をよろしくお願いいたします。

山陽小野田市自治基本条例 前文

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成 17 年 3 月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

条例の構成

- ・前 文
- ・第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条) 目的・定義・基本理念・この条例の位置づけ
- ・第 12 章 条例の見直し (第 35 条) 条例の見直し

市民

- ・第 2 章 市民等 (第 5 条～第 8 条) 市民の権利・市民の責務・事業者の責務・青少年の権利
- ・第 7 章 参画及び協働 (第 26 条～第 30 条) 市政への参画・計画策定等における参画及び協働・審議会等委員の公募・協働・公共的民間団体
- ・第 8 章 住民投票 (第 31 条) 住民投票の実施



議会

- ・第 3 章 議会 (第 9 条・第 10 条) 議会の役割及び責務・議員の役割及び責務



市

- ・第 4 章 市長等 (第 11 条～第 13 条) 市長の責務・職員の責務・職員の育成及び資質の向上
- ・第 5 章 行政運営等 (第 14 条～第 22 条) 市の組織及び体制・総合計画・説明責任・適正かつ公正な行政運営・財政運営・行政評価・監査・広報広聴機能の強化・意見、要望、苦情等への対応
- ・第 6 章 情報の公開等 (第 23 条～第 25 条) 情報の公開・出資法人との情報共有・個人情報保護
- ・第 9 章 危機管理 (第 32 条) 危機管理
- ・第 10 章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制 (第 33 条) 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制
- ・第 11 章 国際交流 (第 34 条) 国際交流

※自治基本条例は、企画課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、中央図書館および厚狭図書館で閲覧できます。また、市ホームページからもご覧いただけます。